

答 申 第 2 1 号  
平成 24 年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山 下 淳

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 23 年 5 月 17 日付け諮問第 11 号及び同年 9 月 29 日付け諮問第 78 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 神戸国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る審査請求について、平成 23 年 2 月 28 日付け都計第 1792 号（都計第神 136 号の 7）で裁決書謄本を請求人あてに送付した裁決に関連する書類
- 2 平成 13 年 10 月 27 日付けで（審査）請求人が兵庫県知事に対し審査請求を行った件に係る現在までの全ての記録

(別紙)

## 答 申

### 第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県知事(以下「実施機関」という。)が部分公開とした決定は妥当である。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

##### (1) 第一次請求

異議申立人は、平成 23 年 3 月 4 日付けで、情報公開条例(平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

##### (2) 第二次請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 12 日付けで、条例第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

##### (1) 第一次請求に対する決定

平成 23 年 3 月 22 日、実施機関は、同月 4 日付け公開請求に対して、同年 2 月 28 日に裁決された、神戸国際港都建設事業 地区土地地区画整理事業に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)に関連する全ての公文書を公開対象として特定し、部分公開決定処分を行った(以下「第一次処分」という。 )。

##### (2) 第二次請求に対する決定

平成 23 年 7 月 25 日、実施機関は、同月 12 日付け公開請求に対して、第一次処分後に実施機関が本件審査請求に関して作成又は取得した公文書を上記(1)の対象公文書に加えたもの(以下「本件対象公文書」という。)を公開対象として特定し、部分公開決定処分を行った(以下「第二次処分」という。 )。

#### 3 異議申立て

##### (1) 第一次処分に対する異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 5 月 6 日、第一次処分を不服として、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った(以下、「第一次異議申立て」という。 )。

(2) 第二次処分に対する異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 9 月 26 日、第二次処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った（以下、「第二次異議申立て」という。）。

4 諮問

実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成 23 年 5 月 17 日に第一次異議申立てに対する決定について、また、同年 9 月 29 日に第二次異議申立てに対する決定について、それぞれ諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人からの公文書公開請求に対し実施機関が行った第一次処分及び第二次処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べた異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 公開の実施について

実施機関が、第一次処分の公文書公開の実施に当たり、原本の公開をせず、原本の写しと称したものを公開したことは違法である。

(2) 対象公文書の特定について

実施機関は、本件審査請求に係る全ての記録の公開を求めたにもかかわらず、その一部を公開したにすぎない。電磁的記録、実施機関独自が収集した関係資料、神戸市（以下「処分庁」という。）の職員との接触記録等を含めた全ての記録の公開を求める。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が意見書及び口頭による説明において述べている異議申立人の主張に対する反論等は、以下のとおり要約される。

1 部分公開決定の理由

本件対象公文書には、処分庁が行った換地処分に対して本件審査請求を行った者の氏名と住所が記録されていた。これは条例第 6 条第 1 号に規定する非公開情報であるので、これを除いた部分を公開したものである。

## 2 異議申立ての理由に対する反論

### (1) 公開の実施方法について

本件対象公文書には、条例第6条第1号に規定する非公開情報が記録されており、黒塗りする必要があったため、条例第15条第1項ただし書の規定に基づき、原本ではなく、写しにより公開を行ったものである。

### (2) 対象公文書の特定等について

本件対象公文書については、処分庁との連絡文書も含め、存在する全ての公文書を公開しており、処分庁職員との接触記録については、軽易な電話連絡等の内容まで記録として残していない。

また、第二次請求において、異議申立人は、公開請求書に「(文書綴、磁氣的記録、独自収集資料、他官庁との接触記録等)」と記載したが、これは、異議申立人が個別文書を特定した請求ができないことから、文書例として列挙したにすぎないのであって、これら文書例が存在しないことに対して、不存在による非公開決定を行う必要はない。

## 第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

### 1 公開の実施について

異議申立人は、実施機関が原本の公開をせず、原本の写しと称したものを公開したことは違法であると主張するので、以下検討する。

条例第15条第1項ただし書においては、「閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。」と規定されている。

本件対象公文書には、多くの非公開部分が含まれており、非公開部分をマスキングテープで覆って公開することは、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるため、実施機関は、原本を複写し、黒塗りによるマスキングをした上で公開したものであり、公開実施方法については、問題がないと認められる。

### 2 対象公文書の特定について

異議申立人は、本件対象公文書に対し、請求対象の一部しか含まれておらず、電磁的記録、実施機関独自が収集した関係資料、処分庁の職員との接触記録等を含めた全ての記録を公開せよと主張するので、以下検討する。

#### (1) 本件審査請求で使用した資料等について

通常、審査請求の裁決に当たっては、審査庁である実施機関は、処分庁から弁明書、審査請求人から反論書を提出させた上で、処分庁から原処分の根拠となった図面、換地設計基準等の資料を提出させ、書面審理を行っており、これらは、いずれも本件対象公文書に含まれている。

しかしながら、本件対象公文書を精査したところ、実施機関が処分庁に参考資料の提出を依頼した平成 21 年 7 月 14 日付け事務連絡が見当たらなかったため、この点について実施機関に確認したところ、当時の担当者が電子メールで依頼したものであり、当該メールは紙に残されておらず、既に消去されているとのことであった。

これ以外にも、実施機関と処分庁との間で簡易な連絡が行われていることは考えられるが、実施機関は、軽易な電話連絡は記録しておらず、軽易な連絡の電子メールは印刷せず消去していると説明しており、そのような対応は実施機関の実務として通常のことである。よって、連絡の電子メール等が本件対象公文書に含まれていないことは不合理とはいえない。

## (2) その他の文書等について

以上に加えて、審議会は、事務局をして、実施機関の担当課で保有されている平成 24 年 4 月 24 日までの文書ファイル及び電磁的記録を確認させたが、関係資料、接触記録等の公開請求の対象となる文書等は確認できなかった。

よって、請求対象として本件対象公文書を特定し、部分公開決定した実施機関の対応は妥当である。

なお、異議申立人は、条例第 21 条第 1 項に基づく口頭による意見陳述を行いたい旨を書面で申し立てた。しかし、審議会が意見陳述の日程を調整しようとしたのに対し、異議申立人は、明確な理由もなく再三延期を申し立てるばかりで、具体的な希望日や今後の方針を明らかにせず、意見陳述に代わる意見書も提出しようとしなかった。審議会としては、条例上の意見陳述の機会を与えたのに対し異議申立人が応じないことから、これ以上審議を遅らせることは不適切であると考え、審議し、判断を行ったものである。

## 3 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審議の経過

年月日	経過
平成23年5月18日	・ 諮問書の受領(第一次異議申立てに係る諮問)
平成23年6月7日	・ 諮問庁から意見書を受領(第一次異議申立てに係る諮問)
平成23年9月30日	・ 諮問書の受領(第二次異議申立てに係る諮問)
平成23年10月13日	・ 諮問庁から意見書を受領(第二次異議申立てに係る諮問)
平成24年1月17日 第1部会(第10回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成24年4月25日 第1部会(第11回)	・ 審議
平成24年5月2日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 山下 淳

委員 井上 典之

委員 山下 和良

委員 山添 令子